

平成30年10月1日
四国地方整備局
松山河川国道事務所

国道11号の通行止めについて

今般の台風24号により、国道11号の下記区間において冠水により通行止めを行っておりましたが、当該区間において土砂の流入が認められたことから状況の調査と応急復旧作業を鋭意実施しております。

開通については目途がたち次第お知らせします。

ご通行の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

◆通行規制

路線名：国道11号

規制区間：愛媛県西条市丹原町志川さいじょうしたんばらちょう しかわ～愛媛県西条市丹原町鞍瀬さいじょうしたんばらちょうくらせ
※具体的な箇所については別紙参照

規制開始：平成30年9月30日（日）16時50分～

規制内容：全面通行止（迂回路あり）

迂回路：国道196号をご利用ください。

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト〔No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト〕に該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話：089-972-0034（代表）

◎副所長（道路）：森本 英二（内線：205）

道路管理第一課長：井之川 英稔（内線：431）

【別紙】

国道11号 さいじょうしたんばらちょうくるみ 西条市丹原町来見 土砂流入箇所

